

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可【
建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課】 2
- 小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可の
縦覧【建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課】 3

北九州市公告第 340 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同法第 38 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 9 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 組合の名称

小倉駅南口東地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成 26 年 10 月から令和 2 年 3 月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区京町三丁目、浅野一丁目及び博労町の各一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区魚町一丁目 4 番 21 号

5 設立認可の年月日

平成 26 年 3 月 14 日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和元年 9 月 10 日

北九州市公告第 3 4 1 号

小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可に係る図書について、都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 3 8 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 4 項の規定により、これを公衆の縦覧に供する。

令和元年 9 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課

2 縦覧期間

この公告の日から都市再開発法第 4 5 条第 6 項又は同法第 1 0 0 条第 2 項の公告の日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日及び同年 1 2 月 3 0 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで